



人権の尊重こそが基本

柴生田 晴四

(経済倶楽部理事長)

▼自民党の杉田水脈議員が「LGBTのカップルのために税金を使うことに賛同が得られないのでしょうか。彼ら彼女らは子供を作らない、つまり生産性がないのです」などと発言し、物議をかもしています。子供を産むという行為を、「生産性」という言葉で論じること自体が低レベルで「論外」な議論です。しかし、それはともかく、民主国家を標榜する日本にとって、無視できない危うさが潜ん

でいることを見逃してきません。この考え方が、人間の優劣や存在価値を国家への貢献の度合いによって計ろうとするものだからです。この考え方の背後には、国民は国家に奉仕するものという理念が隠されています。

▼民主国家の大原則は、「主権在民」であり「国民主権」です。第二次大戦後制定された日本国憲法と、明治時代に制定された大日本帝国憲法(明治憲法)との決定的な違いはそこにあります。明治憲法においては、主権は天皇Ⅱ国家にあり、民は国家に奉仕する存在でした。軍隊は天皇の統帥権のもとにあり、軍人は天皇のために死ぬことを求められていたのです。森友学園で園児たちが朗唱し、安倍首相夫人が感動した「教育勅語」は、まさに

そのことを体現したものにほかなりません。

▼日本国憲法は天皇を象徴として政治への関与を厳しく制限し、主権が国民に存在することを規定しました。その意味では天皇を中心とする政治的秩序を意味する「国体」は、国民を主人とする民主国家に換骨奪胎されたのです。

▼民主国家とは国民一人一人が法の下で平等である国です。政治的決定において多数決という手段が用いられるのは、あくまでも便宜的なものであり、多数派が少数派の利益を十分に尊重することで国の秩序が保たれるのです。したがって政権を担う政府は、多数派だけの政府ではなく、少数派を含めた国民全体に奉仕する政府でなければなりません。

▼子供を産むか産まないか、あるいは子供を産むことのできないカップルを選択するか否かは、あくまでも国民一人一人の意志に基づく結果でしかありません。国は子供を産み育てやすい環境を整えることはできますが、そのことを国民に強制したり指導したりすることはできません。

▼戦後の日本では、こうした基本理念の転換が正しく理解されないうまま、産児制限と優生保護を掲げた法律が制定され、障害者が差別され、少数者の権利が踏みこまれてきました。今度また国の都合で産めよ増やせよを奨励し、そこに適合しない国民を差別するような言説を容認することの危うさを、もっと深刻に受け止めるべきです。